

林野庁東宮宿舎 1 号棟
専有部給排水設備改修工事【2期】

工 事 仕 様 書

令和 7 年 6 月

林野庁

目 次

I. 工事概要

1. 工事名称	1
2. 工事場所	1
3. 工事目的	1
4. 工事項目	1
5. 工事概要	1
6. 図書の優先順位	1
7. 工事範囲	1
8. 別途工事	1
9. 工期	1

II. 工事仕様

1. 共 通 仕 様	
(1) 共通事項	2
(2) 支給品	2
(3) 工事用電力	2
(4) 工事用水	2
(5) 材料置場等	2
(6) 提出書類	2
(7) 設計変更	3
(8) 下請業者等	3
(9) 発生材処分	3
(10) その他	3
2. 特 記 仕 様	
宿舎修繕工事	4

I. 工事概要

1) 工事名称	林野庁東営宿舎 1 号棟専有部給排水設備改修工事【2 期】
2) 工事場所	東京都江東区東陽町 6-2-1 8 (東営宿舎 1 号棟宿舎)内
3) 工事目的	本工事は、林野庁東営宿舎 1 号棟専有部 32 戸の内 16 戸の給排水設備改修工事を行うものである。
4) 工事種目	本工事における工種は以下のとおりとする。 宿舎改修工事 1 式 ・直接仮設工事 ・内装改修工事 ・外構改修工事 ・電気設備改修工事 ・機械設備改修工事 ・発生材処分
5) 工事概要	主要な各部位の工事概要を以下に示す。 宿舎修繕工事 ・住戸内給水、給湯、排水改修工事 ・洗面室の床、壁の改修工事 ・便所の壁の改修工事 ・浴室の改修工事
6) 図書の優先順位	図書の優先順位 設計図書の優先順位は、原則として以下のとおりとする。 (1) 林野庁の文書による指示 (2) 設計図書（工事仕様書、内訳書） (3) 標準仕様書類
7) 工事範囲	本仕様書の示す範囲。
8) 別途工事	なし
9) 工 期	契約日から令和 8 年 2 月 27 日まで

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

(1) 共通事項

本工事仕様書及び図面に記載されていない事項は、原則として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、危険物の規則に関する政令・規則、日本工業規格、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「令和〇〇年版 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」「令和〇〇年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」の該当項目、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修土木工事共通仕様書（国土交通省関東地方建設局企画部監修）、「土木工事施工管理基準及び規格値」（国土交通省関東地方建設局企画部監修）及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通産省令第 52 号）の「令和〇〇年版 電気設備技術基準」を適用する。

なお、各仕様書類の制改定年度『令和〇〇年版』については、契約時点での出版物を適用すること。

(2) 支給品

なし。

(3) 工事用電力

受注者負担にて発電機等を用意すること。

(4) 工事用水

指定場所より有償支給（支給点以降は請負者が準備）

(5) 材料置場等

下小屋・材料置場・現場事務所及び便所等の設置をする場合は、あらかじめ監督員と打ち合わせ、承諾を得るものとする。

(6) 提出書類

- | | |
|---------------|-----|
| ① 工事日報（所定の様式） | 1 部 |
| ② 工事月報（所定の様式） | 1 部 |
| ③ 竣工図書 | |

工事が竣工した際に作成する竣工図は以下のとおりとする。ただし、工事内容又は工事規模により作成要領が異なる場合があるため、監督員と打ち合わせるものとする。

a [竣工図①] 2 部

- (a) 設計図に準じた図面等を内容とする。
- (b) 製本サイズは A 4 版とする。
- (c) 装丁は、原則として黒表紙に金文字で工事名称等を記入する。

b [竣工図②] 1 部

- (a) 内容は前記の[竣工図①]と同様とする。
- (b) 製本サイズは A 4 版とする。
- (c) 装丁は、簡易製本とし表紙に工事名称等を記入する。

c [竣工 CAD データ]

- (a) [竣工図①]と同じ内容を d w g (A u t o C A D) 形式又は d x f 形式で C D - R に記録して提出する。

- | | |
|--------|-----|
| ④ 工事写真 | 1 部 |
|--------|-----|

- a 撮影場所
 - (a) 工事竣工後では確認困難な箇所
 - (b) 埋設される工事で長さ、厚さ等明確な寸法で確認を要する箇所
 - (c) 設計変更の部分
 - (d) その他主要な工程あるいは監督員の指示する場所
- b 写真サイズ

原則としてカラー写真（E版）とするが、寸法の確認を要する箇所で監督員の指示するものはキャビネサイズ以上とする。

デジタルカメラで撮影する場合は、国土交通省デジタル写真管理情報基準（有効画素数 80 万画素数以上）の仕様とする。
- c 装丁

写真は、撮影場所及び撮影年月日を表示するとともに、表紙に工事名称等を明記したキングファイル（A4）で提出する。
- ⑤ 施工計画書

施工体制、品質管理、安全管理等を網羅すること。
- ⑥ 立会い

監督員が指示する書類による確認事項及び立会いによる試験・検査事項は次のとおりとする。また、立会検査を監督員に求めるときは事前に検査願を提出し承諾を得ること。

 - a 工事に使用する主要資材の材料検査
 - b 次の工程に移行する前の各工程の立会検査
- ⑦ 施工図 必要数
- ⑧ その他監督員に提出するもの 必要数
- (7) 設計変更
 - ① 設計変更に係わる工事費単価は、数量減のものについては原契約（当初に契約した単価）によるものとし、数量の増がある場合は、当該部分について両者協議して決定するものとする。
 - ② 新たな項目を追加した場合の工事費単価は、両者協議の上決定するものとする。
 - ③ 設計変更に係わる共通費は、設計変更により増減する直接工事費について増減するものとする。
 - ④ 工事数量の計算は図面ないし、請負業者作成の施工図及び測量図により行うものとする。
 - ⑤ 数量は全て製品（仕上がり）の数量による。
- (8) 下請業者等

指定の業者あるいは品目仕様の代替については監督職員と協議するものとする。また、各種下請業者についても必ず監督員の承諾を得たものでなければならない。
- (9) 発生材処分

産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者で行うこと。マニフェストに基づく伝票（A、D、E 票）の写しを提出すること。
- (10) その他
 - ① 受注者は、工事が竣工しても、検査に合格し、引渡しが完了するまではその工事目的物を管理しなければならない。
 - ② 本工事は原則として工事仕様書及び添付図面に従って施工するものであるが、些少の部分にして一切記載していない事項といえども当然必要と認められるものは、監督員と協議の上受注者の負担において誠実に施工するものとする。
 - ③ 本工事施工の際は、建物、地下埋設物等を毀損しないよう注意するとともに、

万一毀損した場合は監督員の指示に従い同等の材料にて速やかに復旧するものとする。

- ④ 本工事に使用する材料を搬入するときは、監督員の指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うものとする。
- ⑤ 工事に必要な諸手続(法令上)は請負業者の責任において行うこと。
- ⑥ 火気を使用する場合は、監督員に連絡し了解を得た上で実施すること。
- ⑦ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成20年法律第104号)に基づき、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに特定建設資材の解体分別及び再資源化等の促進を図らなければならない。
- ⑧ 工事に先立ち、工事場所の状況を把握し、施工位置、数量、方法等不具合が生じないか確認し、監督員に報告すること。
- ⑨ 工事の安全確保を図ると共に、必要な標識類を表示し工事関係者以外にも注意を促し、災害防止には万全を期すること。
- ⑩ 工事場所や資材置場は整理整頓し、作業場所への入場路付近に関しても清掃を行うこと。
- ⑪ 本工事で使用する車両・機材が、本工事以外の車両の通行・作業の妨げとなる場合には、速やかに移動すること。またその他の事項についても、本工事以外の作業の妨げとなる場合は、監督員と協議の上、作業工程・内容等調整すること。
- ⑫ 工事箇所には、防犯上外部から侵入が出来ない様、施錠すること(夜間施錠とする)。
- ⑭ 東営宿舎は常時居住者がいるため、作業に際して監督員及び林野庁担当者と打合せを行い、住居者に対して生活の妨げとなるような、作業計画は行わないこと。
- ⑯ 工事場所は、カラーコーン(バー)等により、立入禁止区画を明示すること。

2. 特記仕様

本工事は、居住者区域部分での工事となるため、施工業務前に監督員を含め、居住者と十分に協議を行い、居住者の予定を優先し、支障ないよう工事を行うこと。
また、工事着手前に、当監督員と打合せを行い、承諾を得ること。

宿舎修繕工事

① 内装改修工事

a. 工事内容細部事項

- ・浴室の天井材は石綿含有成形板のため、剥離作業に当たっては次のとおり行うこと。

i. 安全衛生管理

除去作業者は、呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用する。

ii. 除去処理工事

- ア) 除去はアスベストを含まない内装材及び外部建具などの撤去にさきがけて行う。
- イ) 除去は可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行う。
- ウ) 除去作業中は原則として散水その他の方法により、アスベスト含有床材等を常に湿潤な状態として行うこと。
- エ) 除去した後にアスベストを含むバック層又はアスベストを含む接着剤が残っている場合は、十分湿潤化を行った上で、手または、電動床材はがし機、電動スクレーパーを用いてこれを除去する。
- オ) 作業中は立入禁止の看板を掲示し居住者等関係者以外の出入りを禁止すること。

iii. 集積等

- ア) 除去したアスベスト含有床材等の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下しないことのほか、粉塵の飛散防止に努める。
- イ) 粉砕されたアスベスト含有床材等は、湿潤化のうえ、丈夫なビニル袋に入れる等飛散防止の措置を講じる。

- ・工事内訳書に指定のない壁紙の柄、フローリング材のカラー等細部については、監督員及び林野庁担当者と打合せを行うこと。
- ・住戸内に露出配管を行う給水管、給湯管、ガス管のルートは施工図を作成の上、監督員及び林野庁担当者の承認を得てから施工を行うこと。

b. 養生

工事中の既存建物等を毀損又は破損の恐れのある所は、適切な養生を施すこと。

c. 整理清掃片付け

工事中は道路、作業場、資材置場等の整理清掃及び片付けを毎日励行し、不要品は速やかに場外に搬出する。

② 発生材

発生材は、「1. 共通仕様 (9)発生材処分」による。種別を以下に示す

- ・木くず
- ・繊維くず
- ・石膏ボード
- ・金属くず
- ・廃プラスチック
- ・アスファルト塊
- ・コンクリート塊(有筋)
- ・がれき
- ・混合
- ・アスベスト含有材

③ 標識

a. 仕様

- ・鉄板製 600×300、赤色、白文字。
- ・火気厳禁標識の設置。
- ・立入禁止表示の設置。

— 以上 —